

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

会津若松市発注工事における現場代理人の配置に係る取扱いについて

会津若松市発注工事では、「会津若松市工事請負契約約款」第 10 条第 2 項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付け、「会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」において常駐の緩和措置を定めていますが、今回下記のとおり取り扱うこととし、同運用基準を改正しましたのでお知らせします。

記

1 現場代理人の常駐義務緩和要件の取扱いについて

現行の現場代理人の現場常駐義務の緩和措置要件について、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化を踏まえた国の通知に準じ、当面の間、近接要件の取扱いを次のとおりとします。

現行運用基準の 1 (2)「近接した場所」については、同一の建設業者が施工する工事で、近接工事として間接費が調整される工事(100m以内)を対象としていましたが、間接費の調整が行われない場合も、次のア、イ、ウ全てに該当し、近接(建設業法施行令第 27 条第 2 項)の取扱いをすることとした場合には、常駐義務の緩和を行います。

- ア 市が発注した複数の工事で、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。(別紙資料参照)
- イ 工事現場の相互間の距離が 5 km 程度以内であること。
- ウ 常駐緩和による不在時に、当該現場代理人の代わりとなる者が指名されていること。

【適用日】平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

2 現場代理人の常駐を要しない期間

現場代理人については、これまで、完成届の受理日以後(修補期間を除く。)を常駐を要しない期間として取り扱ってきましたが、今後、次の期間についても、常駐を要しない期間として取り扱いを行います。

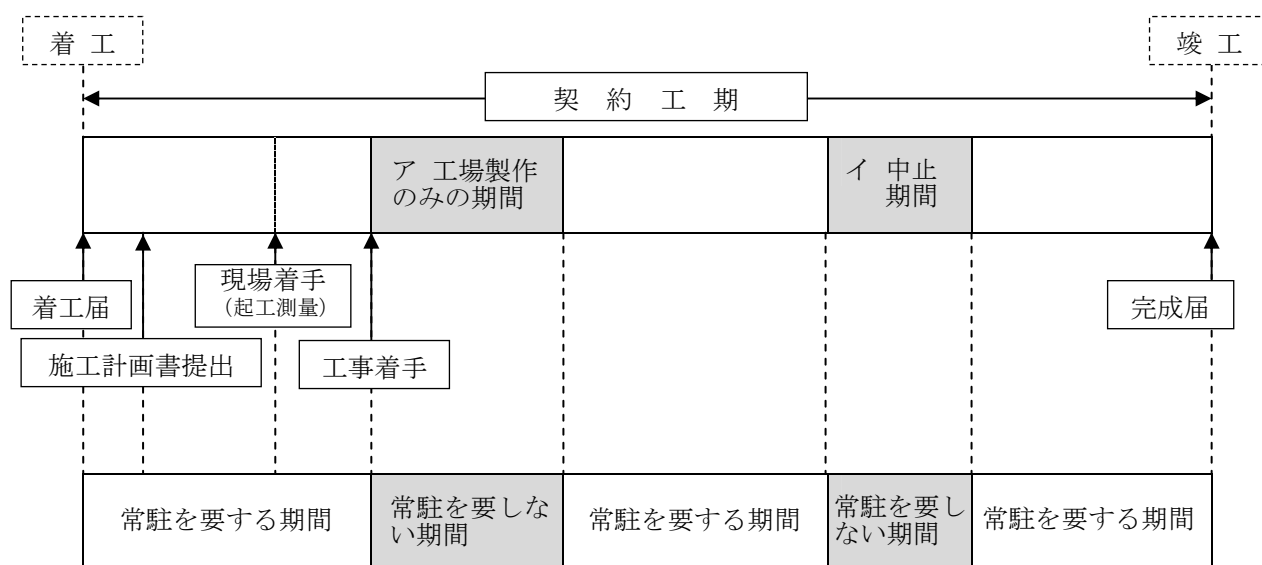
ただし、ア、イいずれの場合も、発注者と受注者の間で、その期間が設計図書又は打ち合わせ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

ア 工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間。

イ 発注者から工事の全部について中止命令が出された期間（一部中止の場合は常駐が必要）。

【適用日】平成24年7月1日から適用する。

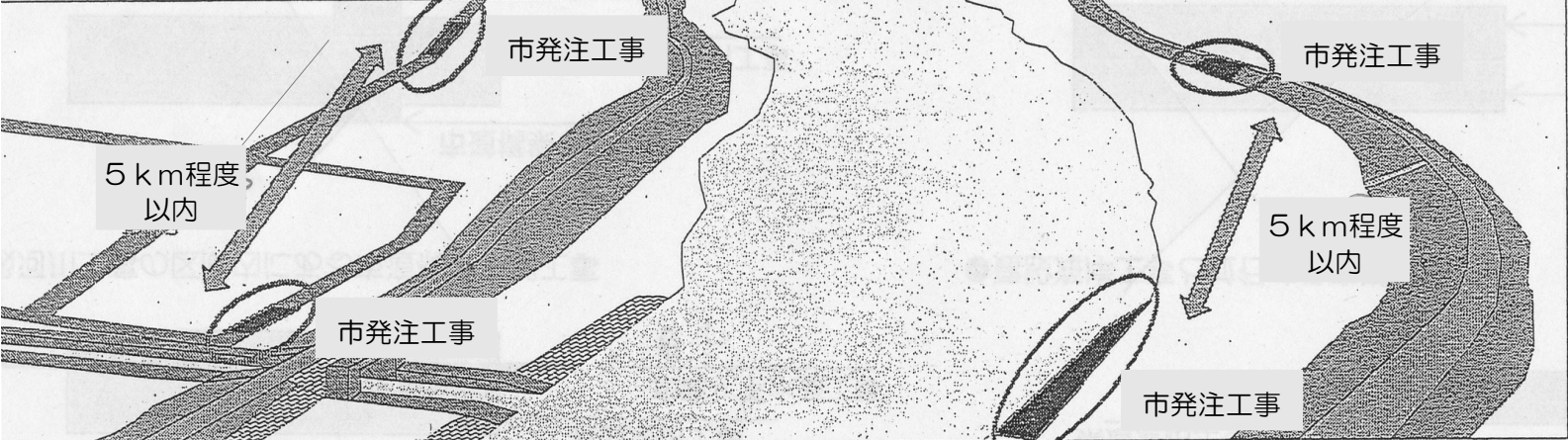
（現場代理人の常駐期間の概略図）



※完成届以降、修補がある場合は当該期間の常駐を要する。

(別紙資料) 工作物に一体性又は連続性が認められる工事事例

※現場代理人の常駐義務緩和における「近接」の取り扱いにおいては、対象となる工事が、全て、市の発注である必要があります。

	5 k mの事例
工作物に一体性又は連続性が認められる工事 (一定の面的なつながりを有する地域)	●工作物に一体性又は連続性が認められる工事（一定の面的なつながりを有する地域） 
連続性が認められる 工事の事例	●同一路線にある道路工事 